

伊豆の国市企業立地事業費補助金のご案内

工場新設などによる用地取得・雇用増に対して「最大4億円」助成します！

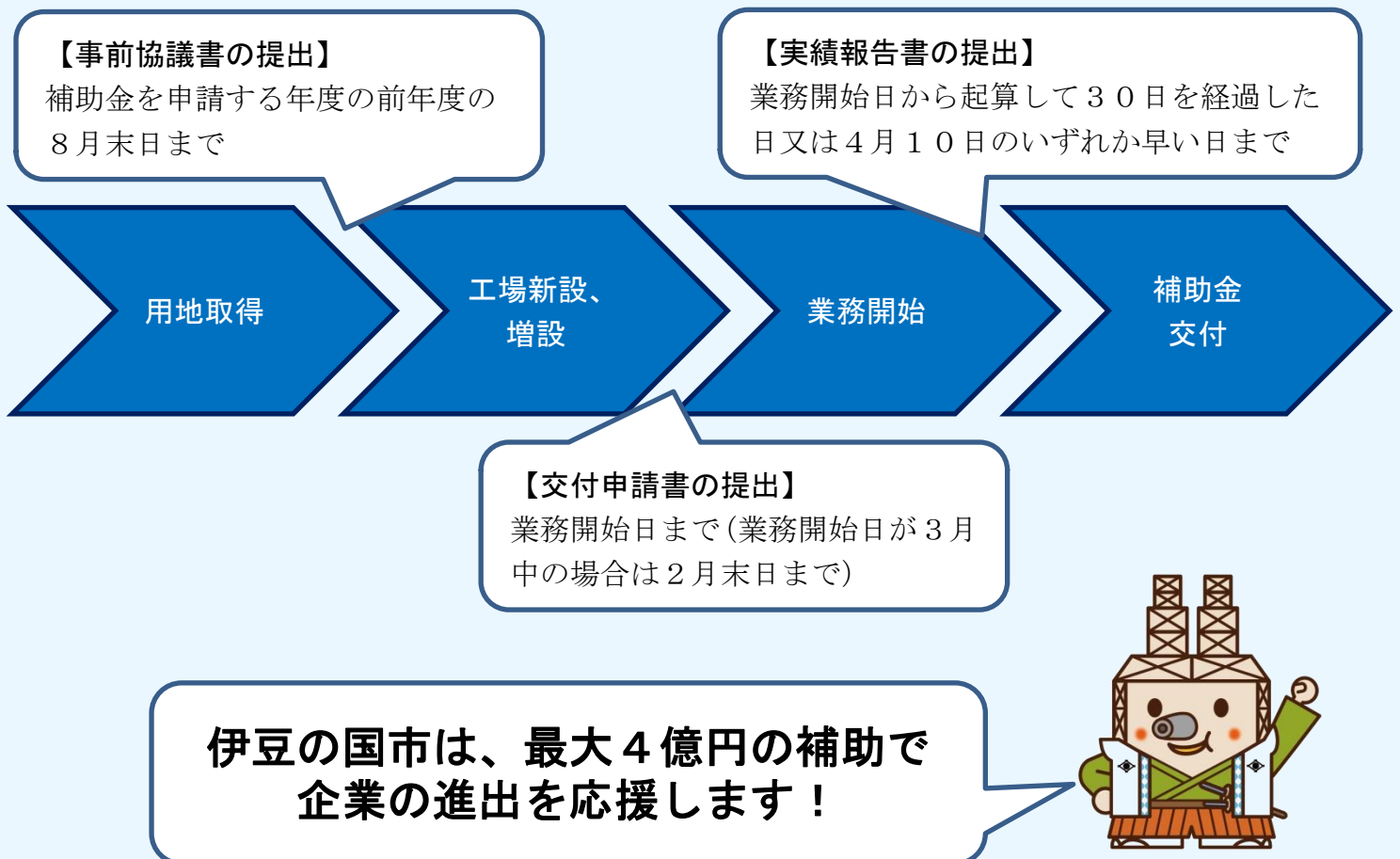
伊豆の国市内において、企業が工場等を新設、増設した場合、用地取得及び雇用の増加に対して、補助金を助成します。

補助金交付の概要

業種	<ul style="list-style-type: none">・製造業の工場（植物工場含む）・研究所（ソフトウェア業に供する施設含む）・物流施設（運送業、倉庫業等に供する施設含む）
交付要件	<p>【用地面積等】</p> <ul style="list-style-type: none">・製造業の工場、物流施設 用地取得1,000㎡以上（賃貸借を含む）・研究所 開発研究業務の専用床面積200㎡以上 <p>【従業員数】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該事業所の従業員の数が10人以上であること。・県内雇用増1人又は県内雇用数維持かつ生産性が10%以上向上すること。 <p>※物流施設にあっては物流総合効率化法に定める設備の設置も必要。 ※パートタイマーは2人をもって1人に換算する。</p> <p>【業務開始期間】</p> <ul style="list-style-type: none">・用地取得後3年（未造成の場合は5年）以内に業務を開始すること。
補助率	<p>○用地の取得に要する経費の補助</p> <p>【“ふじのくに”のフロンティア推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none">・成長分野の製造業、研究所の場合 用地取得費の40%以内・その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 用地取得費の30%以内 <p>【上記以外の区域】</p> <ul style="list-style-type: none">・成長分野の製造業、研究所の場合 用地取得費の30%以内・その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 用地取得費の20%以内 <p>○従業員の新規雇用に要する経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none">・新規雇用従業員のうち市内居住者（正規従業員） 1人当たり100万円以内・新規雇用従業員のうち市内居住者（パートタイマー） 1人当たり50万円以内・新規雇用従業員のうち県内居住者（正規従業員） 1人当たり50万円以内・新規雇用従業員のうち県内居住者（パートタイマー） 1人当たり25万円以内

交付限度額	<p>【“ふじのくに”のフロンティア推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野の製造業、研究所の場合 4億円（財源：市2億円、県2億円） ・その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 3億円（財源：市1.5億円、県1.5億円） <p>【上記以外の区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野の製造業、研究所の場合 3億円（財源：市1.5億円、県1.5億円） ・その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 2億円（財源：市1億円、県1億円）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域産業立地事業の対象とならない事業については、上記の補助率、雇用補助額、限度額を2分の1とする。 ・補助金の交付は、原則1企業につき1回限り。 （設備投資5億円以上（研究所等は1億円以上）で複数回適用可能）

奨励金交付イメージ



○静岡県伊豆の国市市長戦略部政策戦略課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市役所本庁舎

TEL:055-948-1415 FAX:055-948-2915

URL: <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp> E-mail: senryaku@city.izunokuni.shizuoka.jp